

東タク協発第 290 号  
平成30年12月17日

会 員 各 位

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
タクシー活性化プロジェクトチーム

### 東京観光タクシードライバー認定研修開催について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京観光タクシードライバー認定研修について別添資料のとおり開催しますので、資料をご確認の上、お申込みいただければと存じます。

本研修は平成24年8月5日から開始し、毎年多くの方に受講をいただいておりますが、近年、受講生が減少しております。当協会としては2020年までに3000人の目標を掲げ、関係諸官庁や一般利用者に対し、観光タクシーのPR等を行い、普及に取り組んでおりますので、是非、今年度おいても多くの方に受講いただければと存じます。

なお、受講に当たっては東京シティガイド検定の合格及びユニバーサルドライバー研修の修了が要件となっておりますので、こちらについても別添資料をご確認いただきますようお願いいたします。(また、認定要綱第8条で更新研修を受講されなかった方、第9条で認定証の返納をされた方も研修の受講対象となります。)

なお、観光タクシーの営業を理解していただくために、**今回、初めて受講しようとする乗務員の所属会社の管理者にも1名ご参加**いただきますようお願い申し上げます。

以上を踏まえ、認定研修を希望されます方は**平成31年1月25日(金)**までにお申込下さいますようお願い申し上げます。

[ 扱 タクシー活性化プロジェクトチーム事務局 石田 Tel 03-3264-8080 ]

## <東京観光タクシードライバー認定研修概要>

- 1. 研修日時**：平成31年3月4日（月）、7日（木）、8日（金）、11日（月）、15日（金）  
＜申込み人数により日程増減の可能性有＞  
受付時間 8：00 ～ 8：45 研修時間 9：00 ～ 17：00（昼休憩1時間）

※1 いずれか1日を受講していただきます（日程は申込み後、調整をさせていただきます。）

**※2 研修はタクシー営業時での服装で受講ください**

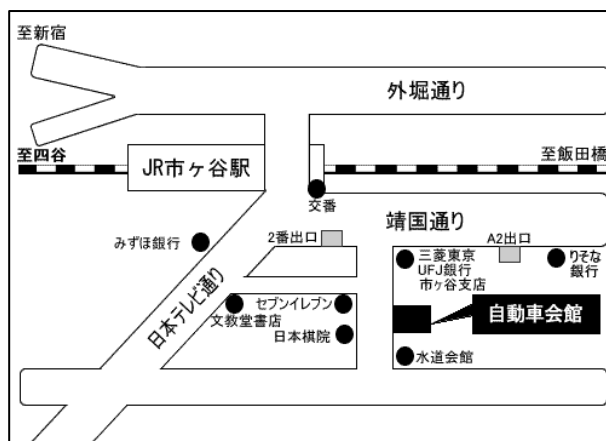
（制服がある会社は制服、無い会社は正装（ジャケット、ネクタイ）を着用ください。）

研修中の服装の乱れ、受講態度が優れない方には退室をいただく事もありますのでご了承下さい。

※3 研修前に認定証用の写真撮影(制服・正装にて)を行います。8：45までに受付をお済ませ下さい。

- 2. 研修会場**： 東京都千代田区九段南4-8-13  
自動車会館2階『大会議室』

\* 駐車場は用意しておりませんので、  
お車でのご来場はご遠慮下さい。



- 3. 受講料** 東タク協会員：6000円 非会員：10000円（テキスト代・写真代含む）

### 4. 申込の際の注意

- ※1 東京シティガイド検定の合格証が届いていない場合は、可否をお確かめの上、申込み用紙記入欄に受験番号を記入してください（東京シティガイド検定HPに近日可否発表予定）。
- ※2 **東京シティガイド検定を合格、ユニバーサルドライバー研修を修了していない方は、当研修を受講することが出来ません。**  
（東京シティガイド検定の合格証及びユニバーサルドライバー研修の修了証をご提示いただくことがありますので、ご持参ください。）

### 5. 申込み締め切り（1月25日）以降にユニバーサルドライバー研修を受講される際の諸注意

- ※ 申込み締め切り以降にユニバーサルドライバー研修を受講される方は申込用紙記入欄に「平成31年〇月〇〇日受講予定」と記載下さい。なお、2月1日以降のユニバーサルドライバー研修受講に関しては、今年度の認定研修にご参加いただけませんのでご注意下さい。

### 6. (公財) 東京タクシーセンターでユニバーサルドライバー研修を受講の方

- ※ 別紙、＜(公財) 東京タクシーセンターユニバーサルドライバー研修受講者 修了証について＞をご参照いただき、「受講者名簿 ユニバーサルドライバー研修終了番号」欄にご記入お願いいたします。

## <東京観光タクシードライバー認定研修概要（受講管理者用）>

**1. 研修日時**：平成31年3月4日（月）、7日（木）、8日（金）、11日（月）、15日（金）

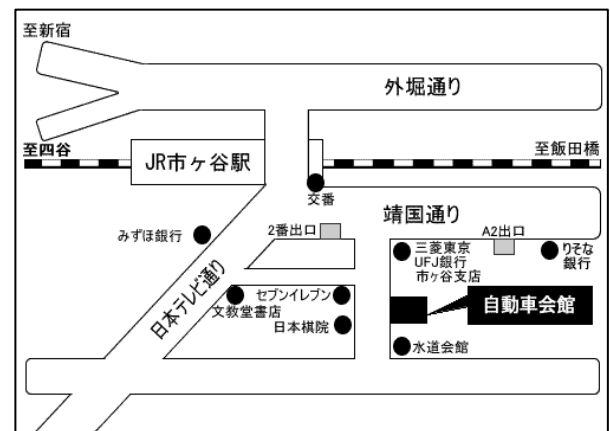
<申込み人数により日程増減の可能性有>

受付時間 8:00 ~ 8:45 研修時間 9:00 ~ 17:00（昼休憩1時間）

※1 いずれか1日を受講していただきます（日程は申込み後、調整をさせていただきます。）

**2. 研修会場**： 東京都千代田区九段南4-8-13  
自動車会館2階『大会議室』

\* 駐車場は用意しておりませんので、  
お車でのご来場はご遠慮下さい。



**3. 受講料**：無料

< (公財) 東京タクシーセンターユニバーサルドライバー研修受講者 修了証について >

(公財) 東京タクシーセンターにてユニバーサルドライバー研修を受講の方で修了証のカード発行されていない方は、研修修了時に下図のどちらかの修了証をお受け取りになられているかと思えます。

それぞれ、○印を付けた番号を「受講者名簿 ユニバーサルドライバー研修修了番号」欄に記入いただきますようお願い申し上げます。

こちらの番号をご記入いただきますようお願い申し上げます。

第 号

講 習 修 了 証

氏 名 殿


生年月日 年 月 日

タクシー業務適正化特別措置法  
第7条第1項第3号に規定する講習を  
修了したことを証する。  
(バリアフリー対応 ユニバーサルドライバー研修含む)

平成 年 月 日

東京地域認定講習実施機関  
公益財団法人 東京タクシーセンター

会 長 渡 邊 佳 英



※本修了証の有効期限は、上記日付より2年間とする。

No

修 了 証

所 属

氏 名


年 月 日生

当研修所所定の特別研修の  
(バリアフリー対応 ユニバーサルドライバー研修)  
課程を修了したことを証する。

平成 年 月 日

公益財団法人 東京タクシーセンター

会 長 渡 邊 佳 英



## 東京観光タクシードライバー認定要綱

### (目的)

第1条 東京における観光客のニーズに対応できる「観光知識」及び「おもてなしの心」を備えた一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟するタクシー事業者に雇用されているタクシー乗務員（以下「タクシー乗務員」という。）及び社団法人東京都個人タクシー協会に加盟する個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」という。）を「東京観光タクシードライバー」として認定し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図るため、この要綱を定める。

### (認定要件)

第2条 東京観光タクシードライバーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 公益財団法人東京観光財団及び東京商工会議所が主催する東京シティガイド検定を合格していること。
- (2) バリアフリー研修推進実行委員会が認証するユニバーサルドライバー研修又は一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人シルバーサービス振興会が主催するケア輸送サービス従事者研修を終了していること。

### (認定研修)

第3条 第2条の要件を満たし、東京観光タクシードライバーの認定を受けようとするタクシー乗務員及び個人タクシー事業者は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会（以下「協会」という。）が主催する東京観光タクシードライバー認定研修（以下「認定研修」という。）を受講しなければならない。

### (認定)

第4条 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長（以下「協会長」という。）は、第3条の認定研修を受講したタクシー乗務員及び個人タクシー事業者を東京観光タクシードライバーに認定する。

### (認定証の交付)

第5条 協会長は、第4条の認定を受けたタクシー乗務員及び個人タクシー事業者に対し、東京観光タクシードライバー認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

### (注意事項の厳守)

第6条 東京観光タクシードライバーは認定証裏面に記載されている注意事項を厳守しなければならない。

### (有効期間)

第7条 認定証の有効期間は、交付された日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。但し、平成24年8月5日付交付の認定証の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

### (認定証の更新)

第8条 認定証の更新をしようとするものは、有効期間が終了することになる年において、原則として協会が主催する認定研修を受講し、認定証の更新を受けなければならない。

(認定証の返納)

第9条 認定証取得時に所属していた事業者を退職した場合には速やかに認定証を協会に返納しなければならない。また、会社間移動も退職時と同様に返納し、再度発行する場合は再受講する必要がある。

(認定の取消)

第10条 協会長は認定後、東京観光タクシードライバーとしての第2条の認定要件を欠き認定を受けていたと認められる場合又はその信用を著しく傷つけるような行為等により、東京観光タクシードライバーとして相応しくないと認められる場合においてタクシー活性化プロジェクトチームの意見を聴取し、認定を取消することができる。なお、取り消しを受けた東京観光タクシードライバーは速やかに認定証を返納しなければならない。

(情報の保護)

第11条 東京観光タクシードライバー認定に係る個人情報は、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて、管理を徹底する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて協議したうえ、協会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。